

「50人未満事業場でも義務化されます」
ストレスチェック制度の効果的な進め方セミナー

11月20日(木) 15:00～17:00

ストレスチェック制度が施行されて10年目を迎え、50人未満の事業場でも義務化されます。

これまでストレスチェックを実施してきた事業場では、受検率が下がってきた、面接指導の勧奨をしてもなかなか受けてくれない。また、ストレスチェックの実施だけに留まり結果を活用出来ていないという事業場が多くあります。一方で、職場環境改善が生産性にも寄与するという報告が出され、その実施を検討している事業場も増えています。

そこで本セミナーでは、効果的なストレスチェック制度実施のポイントと集団分析を活用した職場環境改善の流れについて実践事例を交えながら解説します。

【会 場】 安全衛生総合会館（東京都港区芝 5-35-2）5 階(C 室+D 室)

JR 田町駅西口より徒歩3分

【対 象】 労災保険加入の製造業・第三次産業等の事業場であって
労働者が概ね 100 人未満の事業場において

ストレスチェックの実施を検討している担当者、
ストレスチェック制度担当者、
メンタルヘルス推進担当者 等

【参加費】 無料（厚生労働省補助事業のため）



お申し込みはこちら

お問合せ先

中央労働災害防止協会

健康快適推進部 TEL 03-3452-2517